

R F S 発 官 3 第 1 4 号
令 和 3 年 7 月 2 1 日

原子力規制委員会 殿

青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1
リサイクル燃料貯蔵株式会社
代表取締役社長 高橋 泰成

使用済燃料貯蔵施設に係る使用前検査申請書記載事項の変更について（届出）

平成23年1月6日付けR F S 発 官 2 2 第 1 0 号をもって申請、平成24年1月23日付けR F S 発 官 2 3 第 1 号、平成25年11月28日付けR F S 発 官 2 5 第 8 号、平成27年1月30日付けR F S 発 官 2 6 第 6 号、平成27年3月6日付けR F S 発 官 2 6 第 1 0 号、平成27年7月8日付けR F S 発 官 2 7 第 3 号、平成28年9月16日付けR F S 発 官 2 8 第 7 号、平成29年7月4日付けR F S 発 官 2 9 第 3 号、令和3年3月23日付けR F S 発 官 2 第 1 6 号及び令和3年7月1日付けR F S 発 官 3 第 8 号をもって変更届出した使用済燃料貯蔵施設に係る使用前検査について、その内容を一部変更したので、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第七条第二項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

使用済燃料貯蔵施設の使用前検査申請書記載事項第三号の「工事工程表」、第四号の「検査を受けようとする事項、期日及び場所」及び第五号の「申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の開始の予定時期」を一部変更し、別紙のとおりとします。

三、工事工程表

別添1のとおり

四、検査を受けようとする事項、期日及び場所

別添2のとおり

五、申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の開始の予定時期

2025年度

検査を受けようとする事項、期日及び場所

平成22年12月16日付け平成22・11・10原第5号をもって設計及び工事の方法の認可（平成27年3月6日付けRFS発官26第9号をもって変更の届出）を受けた使用済燃料貯蔵施設のうち以下に示す事項

施設区分	事項	期日	場所
使用済燃料貯蔵設備本体	金属キャスク(BWR用大型キャスク(タイプ2))(2～9号機) ・材料検査 ・寸法検査 ・耐圧・漏えい検査 ・据付・外観検査 ・性能検査 貯蔵架台 ・寸法検査 ・据付・外観検査	2011年 3月～ 2025年度	株式会社日本製鋼所室蘭製作所 北海道室蘭市茶津町4番地 日立GEニュークリア・エナジー 株式会社日立事業所（臨海工場） 茨城県日立市大みか町5丁目2番2号 リサイクル燃料貯蔵株式会社 青森県むつ市大字関根字水川目 596番地1
計測制御系統施設	計測設備 ・据付・外観検査 ・性能検査	2025年度	リサイクル燃料貯蔵株式会社 青森県むつ市大字関根字水川目 596番地1